

# 訪問リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
1. 基本報酬			
307単位/回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 基本報酬			
①指定訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下で実施するとともに、当該医師の診療日から3月以内に行われた場合に算定する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②当該医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士等に対し、当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③②の指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士等が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④医療保険のリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定訪問リハビリテーションへ移行する際に保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が指定訪問リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、算定を開始してもよいこととする。 なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回の訪問リハビリテーション計画を作成する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し、初回の評価は、訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥当該事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定訪問リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦指定訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定する。ただし、退院(所)の日から起算して3月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週12回まで算定可能である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧当該事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあって、医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者の居宅を訪問して指定訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士等の当該訪問の時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めないこととなる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨当該事業所の理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 訪問リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求実績無	
	満たす	満たさない		
⑩居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録するものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑪利用者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合には、当該診療と時間を別にして行われていることを記録上明確にするものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>3. 同一建物減算</b>				
訪問リハビリテーションのサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされていますが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等(※)以外の建物も対象とされました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅				
(1)ア. 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者である。 (次の(2)に該当する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定(10%減算)
イ. ア以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定(10%減算)
(2)事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の85を算定(15%減算)
(3)上記(1)又は(2)による減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記(1)又は(2)による減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>4. 特別地域訪問リハビリテーション加算</b>				
1回につき所定単位数の100分の15を加算				
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行っていること。				
【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】				
①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島				

# 訪問リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
<b>5. 中山間地域等における小規模事業所加算</b>	1回につき所定単位数の100分の10を加算		
(1)厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問リハビリテーションを行っていること。			
【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)前年度の1月当たりの平均延べ訪問回数が30回以下の事業所であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>6. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b>	1回につき所定単位数の100分の5を加算		
(1)事業所の訪問リハビリテーション従業者が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供を行っていること。			
【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>7. 短期集中リハビリテーション実施加算</b>	1日につき200単位を加算		
(1)リハビリテーションを必要とする状態となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所、介護保険施設から退院若しくは退所した日、又は要介護認定の効力が生じた日(新たに要介護認定を受けた者に限る。)から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に実施していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 訪問リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(2) (1)の3月以内の期間に、概ね週2日以上、1日あたり20分以上の実施していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対し医師の指示に基づき継続してリハビリテーションを行う場合は、週12回まで算定できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>8. リハビリテーションマネジメント加算(A)イ</b> ※リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合 1月につき180単位を加算			
(1) 指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、指定訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) (1)における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示の内容が(1)に掲げる基準に適合するものであると明確に分かるように記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該会議の内容を記録すること。なお、構成員である医師のリハビリテーション会議への出席については、テレビ電話等(テレビ会議システムその他、携帯電話等でのテレビ電話を含む)を使用してもよいこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対して説明し、同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、訪問リハビリテーション計画を見直すこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 次のいずれかに適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護の事業その他の指定居宅サービス事業に係る従業者と利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 訪問リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
②事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(8)(1)から(7)までに適合することを確認し、記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9. リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ ※リハビリテーション計画の作成に関与した理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明する場合	1月につき213単位を加算		
(1)リハビリテーションマネジメント加算(A)イの(1)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。(CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10. リハビリテーションマネジメント加算(B)イ ※医師が説明する場合	1月につき450単位を加算		
(1)リハビリテーションマネジメント加算(A)イの(1)から(3)及び(5)から(7)に適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)リハビリテーション計画について事業所の医師が利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)(1)及び(2)に適合することを確認し、記録すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11. リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ ※医師が説明する場合	1月につき483単位を加算		
(1)リハビリテーションマネジメント加算(B)イの要件すべてに適合していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)利用者ごとの訪問リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。(CHASE・VISITへのデータ提出とフィードバックの活用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12. 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合の減算	1回につき50単位を減算		
(1)事業所の医師がやむを得ずリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、例外として下記を要件とし、訪問リハビリテーションを提供できることとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①指定訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 訪問リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
②当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③当該情報の提供を受けた指定訪問リハビリテーション事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>13. 移行支援加算</b>	<b>1日につき17単位を加算</b>		
(1)次のいずれにも適合すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①評価対象期間において訪問リハビリテーション終了者のうち、指定通所介護、指定(介護予防)通所リハビリテーション、指定地域密着型通所介護、指定(介護予防)認知症対応型通所介護、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護、第一号通所事業その他社会参加に資する取組(以下、「指定通所介護等」という。)を実施した者の占める割合が、100分の5を超えていること。  ※評価対象期間とは、当該加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②評価対象期間中に指定訪問リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が訪問リハビリテーション終了者に対して、当該終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録していること。  ※「指定通所介護等の実施」状況の確認に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、訪問リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ADL及びIADLが維持又は改善していることを確認すること。なお、電話等での実施を含め確認の手法は問わないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)12を訪問リハビリテーション利用者の平均利用月数で除した数が25%以上であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>14. サービス提供体制強化加算</b>			
※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

# 訪問リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
14-2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1回につき6単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可
サービスを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14-3. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1回につき3単位を加算			※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可
サービスを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

# 介護予防訪問リハビリテーション費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
1. 基本報酬			
307単位／回	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 基本報酬			
①指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師の指示の下で実施するとともに、当該医師の診療日から3月以内に行われた場合に算定する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②当該医師が、指定介護予防訪問リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士等に対し、当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③②の指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士等が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④医療保険のリハビリテーションを受けていた患者が、介護保険の指定介護予防訪問リハビリテーションへ移行する際に保険医療機関から当該事業所が情報提供を受け、当該事業所の医師が指定介護予防訪問リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、算定を開始してもよいこととする。なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次の訪問リハビリテーション計画を作成する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤介護予防訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直す。初回の評価は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥当該事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定介護予防訪問リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、介護予防リハビリテーション計画書に継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者又はその家族等利用者の看護に当たる者に対して1回当たり20分以上指導を行った場合に、1週に6回を限度として算定する。ただし、退院(所)の日から起算して3月以内に、医師の指示に基づきリハビリテーションを行う場合は、週12回まで算定可能である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧当該事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあって、医師の指示を受けた理学療法士等が、利用者の居宅を訪問して指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、訪問する理学療法士等の訪問の時間は、介護老人保健施設又は介護医療院の人員基準の算定に含めないこととなる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
点検事項				
⑨居宅からの一連のサービス行為として、買い物やバス等の公共交通機関への乗降などの行為に関する介護予防訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、介護予防訪問リハビリテーション計画にその目的、頻度等を記録するものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑩利用者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業所である医療機関を受診した日又は訪問診療若しくは往診を受けた日に、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に必要な医師の診療が行われた場合には、当該診療と時間を別にして行われていることを記録上明確にするものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑪当該事業所の理学療法士等が、介護支援専門員を通じて、第一号訪問介護事業その他指定介護予防サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>3. 同一建物減算</b>				
介護予防訪問リハビリテーションのサービス提供については、以下に該当する場合に10%減算とされていましたが、建物の範囲等を見直し、いずれの場合も有料老人ホーム等(※)以外の建物も対象とされました。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
※ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅				
(1)ア. 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者である。 (次の(2)に該当する場合を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定(10%減算)
イ. ア以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の90を算定(10%減算)
(2)事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内若しくは同一の建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合)である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	所定単位数の100分の85を算定(15%減算)
(3)上記(1)又は(2)による減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、上記(1)又は(2)による減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさ ない	
4. 特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	1回につき所定単位数の100分の15を加算		
<p>厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行っていること。</p> <p>【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】  ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地  ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)  ②離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 中山間地域等における小規模事業所加算	1回につき所定単位数の100分の10を加算		
<p>(1)厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行っていること。</p> <p>【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】  ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地  ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免)  ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)前年度の1月当たりの平均延べ訪問回数が10回以下の事業所であること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果		
	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
<b>6. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</b>	1回につき所定単位数の100分の5を加算		
(1)厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所を業務の本拠とする訪問リハビリテーション従業者によるサービス提供が行われていること。			
【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ①辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ②半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)通常の事業実施地域を超えた時に生ずる交通費を受領していないこと。 ※高速代や有料駐車場に止めた時の駐車代も別途請求はできない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>7. 短期集中リハビリテーション実施加算</b>	1日につき200単位を加算		
(1)リハビリテーションを必要とする状態となった疾患の治療のために入院若しくは入所した病院、診療所、介護保険施設から退院若しくは退所した日、又は要支援認定の効力が生じた日(新たに要支援認定を受けた者に限る。)から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に実施していること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2)集中的なリハビリテーションとは、退院(所)日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合は1週につきおおむね2日以上、1日あたり40分以上、退院(所)日又は認定日から起算して1月を超えて3月以内の期間に行われた場合は、1週につきおおむね2日以上、1日当たり20分以上実施すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3)退院(所)の日から起算して3月以内の利用者に対し医師の指示に基づき継続してリハビリテーションを行う場合は、週12回まで算定できる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<b>8. 事業所の医師が介護予防リハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合の減算</b>	1回につき50単位を減算		
(1)事業所の医師がやむを得ず介護予防リハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、例外として下記を要件とし、介護予防訪問リハビリテーションを提供できることとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
①指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	点検結果			
	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさ ない		
②当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③当該情報の提供を受けた指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>9. 事業所が12月を超えて介護予防訪問リハビリテーションを行った場合の減算</b>	<b>1回につき5単位を減算</b>			
利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、減算する。 (令和3年4月から起算して12月を超える場合から適用されるものであること。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>10. 事業所評価加算</b>	<b>1月につき120単位を加算</b>			
(1)評価対象期間における事業所の利用実人員数が10名以上であること。  ※評価対象期間とは、加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2)以下の数式を満たすこと(要支援状態の維持・改善率)  要支援状態区分の維持者数+改善者数×2/評価対象期間内に、更新・変更認定を受けた者の数 ≥0.7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>11. サービス提供体制強化加算</b>				
※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。 ※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>11-2. サービス提供体制強化加算(Ⅰ)</b>	<b>1回につき6単位を加算</b>		<b>※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可</b>	
サービスを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者がいること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
<b>11-3. サービス提供体制強化加算(Ⅱ)</b>	<b>1回につき3単位を加算</b>		<b>※加算(Ⅰ)(Ⅱ)は併算定不可</b>	
サービスを利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち、勤続年数3年以上の者がいること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	